

6. 3. 18
2255

昭和十三年三月十五日 普徳徳進 山鶴 吉

内務大臣安達謙藏殿  
 社会局長吉田茂殿

株式会社ニヤルヤルツイト志村工場労働争議ニ関スル件 (第十一報)

要旨 三月十日、両日、労働組合見アリスルカ會社側ハ解雇手前争議  
 費用其ノ他ニテ八千円ヲ最後給付アリト要求シ、賃金不足備ハ最大限度  
 一万円ヲ管理シテ取立ニ困難シテ遺戻セス

標記労働争議ハ其ノ後所轄警察署ノ斡旋ニ依リ、正式交渉ヲ再會  
 スルニ至リタルカ、状況左記ノ通り

交渉状況

記